

川崎市交通局広告付きバス停留所上屋の広告審査基準

〔平成29年3月29日〕
28川交管第579号

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市バス停上屋広告ガイドライン(平成18年5月1日制定)(以下「ガイドライン」という。)に規定する、自主審査基準として定めるものであり、川崎市交通局長は、この基準に基づき、川崎市交通局広告付きバス停留所上屋(以下「上屋」という。)への広告掲載について、可否の判断を行うものとする。

(一般基準)

第2条 上屋に掲出される広告については、都市景観と違和感のない質の高い、市民やバス利用者に理解を得られる作品が求められることから、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 街並みや都市景観に配慮したものであること。
- (2) 色彩の基調は、川崎の地域性を踏まえたものとする。
- (3) 企業モラルのあるグレードの高い作品であり、斬新かつ新鮮なアイデアをもっているものであること。
- (4) ガイドラインに適合した作品であること。

(禁止事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載を承認しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉棄損にあたるもの
 - ア 人格、人体、思想等を侵害するもの
 - イ 人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等で差別するもの
 - ウ 人又は法人等の名誉を毀損するもの
- (2) 青少年の保護の観点から好ましくないもの
 - ア 広告の内容と無関係な水着姿及び裸体姿。ただし、表示の必然性がある場合には、その都度その適否を判断する。
 - イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの
 - ウ 残酷な描写のもの
- (3) 消費者保護の観点から適当でないもの
 - ア 虚偽の内容が表示されたもの
 - イ 大げさな表現や根拠のない表現のもの
 - ウ 射幸心を著しく煽るような表現のもの
 - エ 法令に抵触するような業種、商品
- (4) 業種、商品等によって好ましくないもの

- ア 風俗営業（風俗営業法第2条）及び風俗営業類似の業種
- イ 宗教団体による布教を目的とするもの
- ウ 非科学的又は迷信に類するもので、市民を惑わせるような恐れのあるもの
- エ 国内世論が大きく分かれ、社会的な非難を受けているようなもの
- オ 猥褻なデザインのもの
- カ 飲酒、喫煙、ギャンブルを推奨するような表現のもの
- キ 消費者金融、パチンコ店
- ク 市民の誤解又は混乱を招くもの
- ケ 歩行者や車両の通行又は安全の妨げとなるようなもの
- コ その他、交通事業の円滑な遂行に支障を及ぼす恐れのある広告

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

（関係基準の廃止）

- 2 川崎市交通局広告付きバス停留所上屋の広告審査基準（平成19年3月2日施行）は廃止する。